

建築物における木材利用促進の取組について

1.趣旨

戦後、植林された国内の森林資源が利用可能な時期を迎える中で、平成22年に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が制定され、本市では平成26年に木材利用方針を策定し、公共建築物における木材の利用に取り組んできました。

令和3年6月に同法が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」として改正され（令和3年10月施行）、利用促進の対象が民間建築物を含む建築物全般に拡大されました。

このことを受け、建築物への木材利用方針を新たに定め、建築物の木造化・木質化の促進に取り組めます。

2.これまでの公共建築物の取組

(1) 木造化・木質化の取組

令和2年度までに、82棟の建築物を木造化しました。（一部木造24棟含む）

地域ケアプラザや公園トイレ等の低層建築物を対象として、木造化を推進しています。

また、木造以外の建築物については、積極的に木質化を図っています。

中大規模木造建築物として、万騎が原小学校の設計を進めており、令和5年度に着工予定です。

(2) 木材利用の普及啓発

設計者・施工者を対象に、中大規模の木造建築物の整備や先進技術等について、設計・施工技術に関する研修会を実施しています。

【木造化・木質化を行った建築物】



木造化：山下地域ケアプラザ 木質化：荇田コミュニティハウス

【整備予定の建築物】



木造化：万騎が原小学校（設計中）

3.改正法の概要

(1) 木材利用促進に関する基本理念の新設

- ・国産材の利用促進による脱炭素社会の実現
- ・林業及び木材産業の発展等を通じた地域の経済の活性化 など

(2) 木材の利用の促進に関する施策の拡充

- ・国、都道府県、市町村が策定する方針の対象を公共建築物から民間建築物も含めた「建築物全般」に拡大
- ・木造建築物の設計、施工に係る先進的な技術の普及促進、人材育成、安全性に関する情報提供
- ・国や地方公共団体による、木材の利用の促進に関し特に顕著な功績があると認められる者に対する表彰 など

4.横浜市の建築物における木材の利用の促進に関する方針（案）

第1 木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

○ 市の取組姿勢

…公共建築物における率先した取組、民間建築物の整備主体への木材利用の働きかけ など

○ 民間建築物に関する施策

…普及啓発、表彰、必要な支援策の検討等

第2 市が整備する公共建築物における木材利用の目標

○ 対象建築物、木造化・木質化の推進、先進的な技術の普及、県産木材・地域材等の利用 など

…これまでの方針を踏襲し、引き続き木造化・木質化等の取組を推進

第3 その他促進に関する必要な事項

○ 合法木材の利用の働きかけ

…原材料となる樹木が国内又は原産国の法令に適合して伐採された木材の利用を促進

策定時期：令和4年4月 予定

5.「方針案 第1に基づく民間建築物に関する施策」の具体的な取組（案）

(1) 市民等への普及啓発

各種イベントの実施や広報等を通じて、木材利用の意義や先進事例等を紹介し、市民や事業者等の機運醸成に取り組めます。

【イベントのイメージ】



(木材利用促進研修会の様子)

(2) 中大規模の建築物（床面積：2,000㎡以上）への取組

ア 建築物の表彰

建築物への木材使用量、デザイン性、地域材の利用及び周辺環境への配慮など、総合的な評価により一定の水準を満たす建築物及びその関係者を表彰します。

イ CASBEE横浜の建築物環境性能表示への「木材利用」の表示 【CASBEE横浜 環境性能表示】

一定の木造化・木質化を図った建築物について、建築物環境性能表示に「木材利用」の表示を追加します。



(3) 木材利用促進に資する施策の検討

建築物の木材利用に関する関係者*と意見交換を行い、容積率の緩和等のインセンティブや技術力の向上に向けた支援など、効果的な施策を検討します。

*木材利用に関する関係者：建築設計、建築施工、不動産関係、木材の製材・流通 等

横浜市建築物における木材の利用の促進に関する方針（案）

令和4年●月●日

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、横浜市の建築物における木材の利用の促進に向けた基本的な考え方を定める。

第一 市内の建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 市の取組姿勢

市は、率先して、その整備する公共建築物における木材の利用に取り組むほか、民間の建築物においても積極的に木材が利用されるよう、その整備主体に対し、木材の利用の促進を幅広く呼びかけ、その理解と協力を得るよう努める。

また、市は、民間の建築物における木材の利用の促進にあたっては、県産木材や地域材[※]、国産材の利用を働きかけるよう努める。

※輸送過程で排出される二酸化炭素量及び木材生産量を考慮し、近隣都県（関東甲信地方に属する都県及び静岡県）で生産された木材のこと

2 木材の利用の促進のための施策

（1）普及啓発等

市は、木材の利用促進の意義等について理解を深めるため、各種イベントの開催等、木材の利用に関する情報の発信や普及啓発に積極的に取り組む。

（2）表彰

市は、市民や事業者等への建築物における木材の利用を促進するため、法第31条に規定する木材の利用の促進に関し特に顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行う。

（3）必要な支援策の検討等

市は、建築物を整備する事業者、木材製造業者、その他関係者との意見交換する場を設け、また、木材の利用の促進に効果的な制度等について検討し、必要な支援策を講ずる。

3 国及び関係自治体との連携

市は、木材利用の促進を図るために必要な施策を実現するために、国や関係自治体と相互に連携を図る。

第二 市が整備する公共建築物における木材の利用の目標

1 木材利用を促進すべき公共建築物

木材利用を促進すべき公共建築物は、市内の公共建築物であり、具体的には以下のような建築物が含まれる。

(1) 市が整備する公共の用又は公用に供する建築物

広く市民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（児童福祉施設、老人福祉施設、保育所等）、保健・衛生施設（病院、診療所等）、運動施設（体育館等）、社会教育施設（図書館、美術館、地区センター等）、都市・住宅施設（公園施設、公営住宅等）の建築物のほか、行政施設（庁舎等）その他市が整備する建築物など

(2) 国又は地方公共団体以外の者が整備する上記に準ずる建築物

国又は地方公共団体以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設、医療施設、運動施設、社会教育施設、公共交通機関の旅客施設等の建築物など

2 木造化の推進

市が整備する公共建築物においては、進展の見られる木材の耐火性等に関する技術の普及や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、計画時点において、コストや技術の面で木造化が困難であるもの、また、施設の設置基準、施設の用途、安全性、緊急性を考慮して木造化が適当でないと認められる場合を除き、木材の利用を促進すべき公共建築物において、積極的に木造化を推進する。

なお、その際、木造と非木造の混構造（部材単位の木造化を含む。）とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から合理的な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を推進する。

3 木質化の推進

市が整備する公共建築物においては、市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に内装等の木質化を可能な限り推進する。

4 先進的な技術の普及等

市が整備する公共建築物においては、率先して先進的な技術の利用及び普及に努め、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行う。

5 木製製品等の利用

公共建築物における木材の利用の促進にあたっては、建築材料、備品（机、椅子、書棚等）や消耗品（文具類等）等の各種製品の原材料としての木材の利用も併せて行う。

6 県産木材等の利用

木造化及び内装等の木質化にあたっては、可能な限り県産木材及び地域材*の利用に努めるものとし、県産木材及び地域材の利用が困難な場合は、原則として国産材を利用する。

7 補助金等を交付する公共建築物の整備

市は、補助金等（横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号）第 2 条第 1 号に規定するものをいう。）を交付する公共建築物の整備について、この方針の趣旨を踏まえて、木材の利用を促進するための誘導に努める。

第三 その他市内の建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項

市は、事業者等が建築物において木材を利用するにあたり、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）の趣旨を踏まえたものとし、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する環境物品等に該当するものを選択するよう、事業者等に働きかけ、その理解と協力を得るよう努める。

なお、本方針の策定にあたり、横浜市公共建築物における木材の利用の促進に関する方針（平成 26 年 4 月 1 日策定）は廃止とする。